



2023 JR総連春闘を職場から闘おう！シリーズ②②

ベースアップは一律配分にするべきだ！
等級別の格差拡大に不満！
2023年度新賃金配分第2回団体交渉

会社回答に対して持ち帰り検討

本部は4月11日、『申第19号・2023年度新賃金配分に関する申し入れ』に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社は、2023年度新賃金配分について、「35歳ポイント1,000円(0.3%)の配分を、社員の基本給に等級及び区分に応じて額を加算する。専任社員の基本給については35歳ポイントならしての7,200円2.2%を充当し加算する」と回答しました。本部は、「基本給加算額について、組合が要求した一律の配分とはなっていない。物価高騰の中、新型コロナウイルス対応で皆が努力しているにもかかわらず、更に格差が広がった。この回答は不満である」と、会社回答に対して対立を通告し、持ち帰り検討としました。詳しくは後日発行の業務速報No.1337参照。

〈提案された主な加算額と初任給〉

一般社員		専任社員		学校別初任給額	
等級	加算額	区分	加算額		
J1	800円	I	4,300円	S1	大学院 248,200円
J2	800円		3,900円	J3	大学 218,100円
J3	900円	II	4,800円	J2	短期大学 198,200円
S1	900円		4,500円	J2	高等専門学校 //
S2	1,000円	III	6,200円	J2	専修学校 //
S3	1,100円	IV	会社が別に定める。	J1	高等学校 179,100円
C1	1,100円	V	3,900円	J1	中等教育学校 //
C2	1,200円				
L1	1,400円				
L2	1,500円				
L3	1,600円				